

平成 28 年（2016 年）熊本地震 緊急時災害介護支援チーム規定  
＜全国グループホーム団体連合会＞  
\* 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の規定に準じて作成

## 1. 趣 旨

この規定は、平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下、「熊本地震」という）において被災した地域に対して、全国グループホーム団体連合会（以下「全国団体連合会」という）が、仲介・取りまとめによって実施する活動の支援方針と活動内容、条件等を定め、安全かつ効果的な被災地の認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業所の支援を進めることを目的とする。

## 2. 支援活動の主体と仲介について

- ・この支援活動の主体は、支援人材を派遣する全国の法人・事業所と支援人材を受け入れる被災地の法人・事業所とする。
- ・支援活動を安全かつ効果的に実施するため、全国団体連合会が仲介・取りまとめを行う。

## 3. 支援方針

熊本地震における被災地の支援方針は、次のとおりとする。

- ・各自治体及びその地域の団体の機能が、復旧するまでとする。
- ・各地域での独自の復興の取り組みを妨げないものとする。
- ・全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会（以下、「全国小規模多機能連絡会」という）の活動方針に則り、被災地及び全国団体連合会の合意によるものとする。

## 4. 支援の対象

熊本地震において被災した地域に所在する認知症対応型共同生活介護事業所等の地域密着型サービス事業所への支援及び事業所の所在する日常生活圏域への支援を基本とする。また、その他の支援先については、現地の状況を鑑み、緊急性の高いもの場合は、その都度協議のうえ、決定する。

## 5. 支援人材の条件

- ・支援人材の条件は、20 歳以上で、現場経験概ね通算 5 年以上またはヘルパー等資格保持者は通算 2 年以上のものとする。また、認知症介護実践者研修を修了しているものが望ましい。
- ・この活動に参加するものは、熊本県に登録しなければならない。
- ・登録の際には、登録用紙に必要事項を記載するとともに、被災地での支援の意思を記載し、所属する法人の同意を得るものとする。また、全国団体連合会から依頼を受けた地域連絡会等が推薦するものでなければならない。

## 6. 支援人材の構成と 1 期間の派遣規模

- ・全国団体連合会から依頼を受けた地域連絡会等が推薦する支援人材でグループを構成する。1グループは5名とし、1期間で1グループの派遣とする。
- ・現地での活動は、基本1名ずつとなる。

## 7. 派遣期間と活動期間

- ・派遣期間は、平成28年（2016年）4月25日～5月31日までの期間とする。
- ・派遣期間の区分（クール）は、次のとおりとする。
  - 第1クール：平成28年4月25日～4月29日
  - 第2クール：平成28年4月29日～5月3日
  - 第3クール：平成28年5月3日～5月7日
  - 第4クール：平成28年5月7日～5月11日
  - 第5クール：平成28年5月11日～5月15日
  - 第6クール：平成28年5月15日～5月19日
  - 第7クール：平成28年5月19日～5月23日
  - 第8クール：平成28年5月23日～5月27日
  - 第9クール：平成28年5月27日～5月31日
- ・1グループの活動期間は、現地への移動も含めて5日間とする

## 8. 活動内容

被災地での活動については、次のとおりとする。

- ・介護事業所における介護。
- ・事業所が支える地域（在宅要援護者）の支援。
- ・被災者及び地域のニーズ把握、実態調査。
- ・他機関との調整や連絡業務。
- ・被災事業所の環境整備（片づけ、後方支援業務）。
- ・活動報告書の記載（毎日）。
- ・送迎及び運搬業務。
- ・健康管理及び簡易な看護業務。
- ・その他、専門資格等を有する必要がある活動について、派遣された人材のもつ国家資格等により、臨機応変に対応する。

## 9. 活動先

- ・活動期間（5日間）の活動先は、最大5か所までとする。

## 10. 支援人材の基本的義務

支援人材は、次の義務を果たす

- ・被災事業者及び利用者主体の義務
- ・安全配慮義務
- ・衛生管理義務
- ・緊急時の援助義務
- ・守秘義務
- ・報告・相談の義務
- ・記録の義務

## 11. 移動・活動の経費

- ・支援人材の被災地への往復の旅費については、公的機関が負担する（調整中）。
- ・旅費は、規程の旅費計算に基づき算定したものとし、後日、領収書等証明書との引換とする。宛名は支援人材本人名とする。
- ・活動期間中にかかる経費については、自己負担とする。

## 12. 被災地での活動にあたっての準備物

- ・別添一覧表のとおり

## 13. 支援人材の派遣をいただく法人・事業所及び地域連絡会に確認いただきたいこと

### ①法人・事業所

- ・支援人材は、各法人・事業所ともに業務による出張とする。  
※被災地への支援人材の派遣に関しては、厚生労働省より人員の緩和等に関するの通知が出ている。  
※ボランティア活動と業界団体の専門職員派遣の違いを明確にすることで、往復の旅費に対する助成等の対象となる。
- ・支援人材のケガ等に関する保険は、各事業所の労災保険で対応とする。
- ・その他、被災地での事故等かかる保険については、受入先で検討・対応する。

### ②地域連絡会

上記の内容に関して、支援人材を派遣される法人・事業所にしっかりと確認・承諾する。

## 14. 拠点と役割

被災地での支援を効果的に動かすため4名のコーディネーターを配置する。

- ・コーディネーターの配置は以下のとおり  
福岡県事務所1名（ネットワークコーディネーター）  
熊本現地事務所2名（地域コーディネーター1名、サポートコーディネーターの1名）  
東京事務所1名（ネットワークコーディネーター）

- ・各事務所に所属するコーディネーターは、以下の業務にあたる。

#### 【福岡県事務所】

全国団体連合会は、上記の全国小規模多機能連絡会の事務所及び熊本現地事務所のコーディネーターと連携し、下記のように独自にコーディネーターをおく

⇒全国団体連合会として、別途コーディネーターをを1名おく

全国団体連合会の各地域の連絡会からの派遣に関するコーディネート及び福岡県事務所との連絡調整を行う

⇒福岡県事務所として、福岡県高齢者グループホーム協議会にコーディネーターを1名おく

福岡県内のグループホームの派遣に関するコーディネート並びに全国団体連合会からの派遣者調整、熊本事務所及び東京事務所との連絡調整を行う

※この2名は、全国小規模多機能連絡会のコーディネーターと常に情報交換を行いながら、派遣する人材を確保するため、福岡県並びに全国団体連合会の各地域連絡会等と協働のもと、地域連絡会単位等で派遣者を決定する。

※地域連絡会では、全国団体連合会の依頼により地域連絡会内で派遣する人材を決定し、全国団体連合会に報告する。また派遣する人材の現地への往復交通手段の手配、費用の支払いは、各地域連絡会で行う。

※派遣する人材の調整については、全国団体連合会事務所並びに福岡県事務所が所管し、派遣された人材のコーディネートは熊本現地事務所が所管する。

各地域連絡会と全国団体連合会で調整をする際、その時々状況によって活動内容に変化が生じることも考えられるため、随時、全国小規模多機能連絡会の熊本現地事務所及び東京事務所と状況を確認して進めること

#### 【熊本事務所】

活動場所・活動内容の決定については全国小規模多機能連絡会の理事長の他、熊本事務所コーディネーター2人を加えた3人の合意形成により活動先、内容を決定する。

活動したチームから上がってきたクレームについてはコーディネーター記録を付け、熊本現地事務所内で共有するとともに、東京事務所とも共有すること。

コーディネーター同士は報告（共有）の時間を定め、それぞれの事務所において起こった出来事や内容について毎日共有すること。

#### 【東京事務所】

派遣する人材を確保するため、全国の地域連絡会と協働のもと、地域連絡会単位等で派遣者を決定する。

地域連絡会では、全国小規模多機能連絡会の依頼により地域連絡会内で派遣する人材を決定し、全国小規模多機能連絡会に報告する。

派遣する人材の調整については東京事務所が所管し、派遣された人材のコーディネートは熊本現地事務所が所管する。

各地域連絡会と、全国小規模多機能連絡会で調整をする際、その時々状況によって活動内容に変化が生じることも考えられるため、随時、全国小規模多機能連絡会に状況を確認すること。

東京事務所ではコーディネート業務を滞らないようにするため、複数人のコーディネーターを確保する。

## 15. 指揮・命令・行動に関する意思決定について

被災地支援にかかわる支援者と被災者等の安全確保と効果的な支援を図る観点から、規定に定めるもの以外の行動については、熊本現地事務所の3人のコーディネーターの全会一致による決定のもと、指示に従う。

## 16. 支援活動の休止・中止

以下の条件に該当する場合は、派遣チームの活動を休止・中止する。

- ・規定に定める事項を守れない方、熊本現地事務所のコーディネーターが被災地支援活動者として不適切と判断した場合。
- ・被災地での活動で、安全性が保てないと熊本現地事務所のコーディネーターが判断した場合。
- ・熊本現地事務所のコーディネーター3人が活動の中止が適切だと判断した場合。

※被災地派遣した場合の派遣元の人員基準の配慮について通知したものです。  
派遣中の事業所の人員基準に不安がある場合など、保険者へ確認すること。

事 務 連 絡  
平成28年4月19日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高 齢 者 支 援 課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の  
人員基準等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「災害により被災した要介護高齢者等への対応について（平成28年4月15日付け事務連絡）」において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の平成28年（2016年）熊本地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。